

全国史跡整備市町村協議会研修参加補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国史跡整備市町村協議会（以下「全史協」という。）が、全史協加盟市町村において史跡等の整備及び文化財の保存、活用に関する業務を担当する職員（以下「職員」という。）が研修に参加するために必要な費用の一部又は全部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 全史協は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下「奈文研」という。）が実施する文化財担当者研修へ参加する職員に対し、補助を行うものとする。

- 2 補助の対象となる職員は、参加する研修の受講日現在、所属する市町村での満1年以上の実務経験を有するものとする。
- 3 補助の対象となる職員の定数は、30人とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金額は、研修の参加に係る費用の一部又は全部とし、次の各号に定める項目及び金額とする。

- (1) 交通費は、補助対象者が所属する市町村の庁舎から奈文研までの最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による運賃等の額によるものとする。
 - (2) 日当は、1日につき2,000円とし、昼食代及び宿泊施設から奈文研までの移動に係る交通費を含むものとする。
 - (3) 食費は、1日につき2,000円とする。ただし、宿泊費に朝食が含まれている場合は1,500円とし、朝食及び夕食が含まれている場合は補助しないものとする。
- 2 前項の規定のほか、詳細は会長が別途定める。

(補助の申請)

第4条 補助を受けようとする職員（以下「申請者」という。）は、文化財担当者

研修補助申込調書（様式第1号）により会長に提出しなければならない。

- 2 前項の提出期限は、会長が別途定める。

(補助予定者の内定)

第5条 会長は、前条第2項により定めた提出期限終了後、選考により補助予定者を内定する。

- 2 会長は、選考結果を申請者全員に通知するとともに、奈文研に報告しなければならない。

(研修の参加申込み)

第6条 補助予定者は、奈文研の定めた方法により、研修の参加申込みをしなければならない。ただし、業務その他やむを得ない事情により、受講できないときはこの限りではない。

- 2 前項において、受講できないときは、文書により会長に報告しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 奈文研により研修の受講が認められた補助予定者は、次の各号に掲げる書類により会長に申請しなければならない。

- (1) 補助申請書（様式第2号）
- (2) 奈文研の受講決定通知写し（本人宛、所属市町村教育長の原本証明があるもの）
- (3) 日程表の写し（奈文研の通知）
- (4) 口座振込依頼書（様式第3号）
- (5) その他、会長が必要と認めた書類

2 前項における申請は、研修受講日の3週間前までに行うことを原則とする。

- 3 研修の受講が認められなかった補助予定者は、申請することができない。

(補助金の交付)

第8条 会長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助額を決定し、研修の受講が認められた補

助予定者に対し文化財担当者研修補助金支払通知書（様式第4号）に文化財担当者研修補助明細書（様式第5号）を添えて通知するものとする。

- 2 会長は、補助額の決定後、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助の中止及び補助予定者の変更）

第9条 第5条により内定を受けた補助予定者が、業務その他やむを得ない事情により、研修受講できないときは、文書により会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、補助を行わない。
- 3 第1項において、研修受講しない補助予定者に代わり、別の者を補助予定者とすることはできない。

（補助金の返還）

第10条 既に補助金の交付を受けた補助予定者が、前条第1項の報告を行う場合は、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（修了の報告）

第11条 補助を受け、研修を修了した者は、速やかに会長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告をするときは、文化財担当者研修修了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 研修修了証の写し
- (2) その他、会長が必要と認めた書類

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月5日から施行し、平成29年度以降に実施される研修について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月4日から施行し、平成30年度以降に実施される研修について適用する。